

非財務情報の信頼性と将来情報

高田京子

はじめに

2023年3月決算期より、有価証券報告書にサステナビリティに関する開示項目を盛り込むことが義務づけられる。

気候変動や社会環境の変化など、企業をとりまく状況は大きく変化しつつあり、過去情報を中心とした財務情報だけでは企業の現状を把握し、将来の状況を予測することが困難である。ESG投資の拡大や消費者の意識変化などの影響もあり、サステナビリティに関する情報は企業評価を行う上で大きな要素となりつつある。

サステナビリティに関する情報を含め、非財務情報の開示は、これまではCSR情報や環境報告書の形で企業が自主的に行ってきた。しかし、網羅性(完全性)に欠ける、将来予測の余地が大きい、定性的・記述情報が多い、比較可能性に欠け評価しづらい、といった点から、信頼性の確保が問題とされてきた。

非財務情報の信頼性を確保するために、複数の機関が情報開示基準を開発してきたが、設定機関の立場や目的などが別々であり、諸基準の濫立とも呼べる状態となっていた。このような状態の改善を図るため、諸基準の統一が進められている。

本稿は、非財務情報の開示基準をもとに、非財務情報の信頼性を確保する要件を考察するものである。

1. 会計の目的と開示すべき情報

企業が情報開示を行うのは、企業活動について情報を提供し、評価を受けるためである。この企業活動を貨幣数値で表現したものが財務情報であり、その情報を報告または開示するシステムが会計である。また、非財務情報とは、企業が報告または開示する情報のうち財務情報以外のものである。本節では、財務情報であるか財務情報であるかに関わらず、企業活動について表現し報告または開示するシステムとしての会計の目的を考察する。

会計の目的は、アカウントビリティ、または、意思決定有用性とされる。

企業は、株主から受託した財産を用いて何らかの活動を行うとともに、その活動について報告する責任（アカウントビリティ）を負う。既に財産の提供を終えた株主に対してアカウントビリティを果たすには、提供された財産をいかに扱っているかを示す情報が必要である。株主が財産管理と増額（利益獲得）を期待して企業に財産を提供したのであれば、財産の状況と利益計算を示す財務情報が必要である。また、株主の期待が利益獲得ではなく、株主の意図にしたがって財産を使用することであれば、財産の使用を記録した財務情報が必要である。いずれの場合も、企業は株主に対して財務情報を提供し、株主は納得しない場合は経営者を交代させるか、あるいは株式の売却によって企業との関係を終了させる。

アカウントビリティの対象を拡大し、企業に対して一時的な資源を提供する投資家や債権者、労働力などを提供する従業員、何らかの財・サービスやその対価を提供する取引先や消費者、企業の活動場所を提供する地域社会など、企業に何らかの資源を提供している多様な立場の者を利害関係者とする考え方もある。多様な利害関係者は、貨幣数値で表せるような財産以外のものも企業に提供している。さらに、利害関係者が成果として企業に期待するものには、より良い労働環境や社会的な貢献など、貨幣数値では表現できないものも含まれる。したがって、多様な利害関係者に対して拡大したアカウントビリティを果たすためには、財務情報だけでは不十分であり、貨幣数値

非財務情報の信頼性と将来情報

以外のものを用いた定量的な情報や、場合によっては定性的な情報も必要とされる可能性がある。投資家を除く多様な利害関係者は議決権を持たないため、情報を通じて知った企業活動に納得しない場合には企業との関係を継続しない、あるいは終了する。

このように、会計の目的をアカウンタビリティとする場合には、その対象は株主のみであれ拡大した利害関係者であれ、既に企業に何らかの資源を提供した者である。企業は、提供された資源について、過去情報を中心とする財務情報を開示し、これまでの活動が提供者の意図に沿うものであったか否かを評価される。

なお、アカウンタビリティをさらに拡大し、既に資源を提供した者だけでなく、これから資源を提供するか否かを検討する者を対象とする考え方もある。このような考え方においては、企業の資源や活動が今後どうなるかといった将来に関わる情報が求められるかもしれない。しかし、潜在的な株主や利害関係者はまだ資源を提供していないため、企業はその資源の用途や結果の情報を開示する責任を負っていない。今後の資源提供を検討するための参考情報としてこれまでの実績を示すことは可能であるが、これはアカウンタビリティの拡大ではなく意思決定有用性と同等に考えるべきであろう。

会計の目的を意思決定有用性とする考え方において、意思決定者とされるのは投資家である。意思決定における投資家の直接的な関心は株価の動向にあり、財務情報は株価に影響を及ぼす材料の一つである。財務情報は過去に投資された資源を企業が活用した結果であり、今後の株価を判断するための参考情報にすぎない。また、例えば新製品に関わる情報などは、将来の利益に結びつくことが期待され、企業の株価に良い影響を及ぼす可能性があるが、財務情報には記載されない情報である。さらに、ESG投資の拡大やサステナビリティを意識した経営を企業評価の要素とする場合には、温室効果ガス排出量のような財務情報とは全く異なる情報が求められる。

投資家だけでなく、これから資源を提供するか否かを検討する投資家以外の利害関係者が必要とする情報もまた、それぞれの立場と評価基準により、

財務情報以外の情報を必要とする。

ここまで述べたように、企業が開示を求められる情報は、アカウントビリティを目的とするのであれば、既に提供された資源について作成された財務情報が適切であるといえるだろう。しかし、会計の目的を意思決定有用性とするのであれば、情報の利用者の関心に基づく幅広い情報が必要とされ、株価や意思決定に影響を及ぼす可能性があればどのような情報でも開示することが望ましいとされる可能性がある。非財務情報の開示は、このような背景に基づき、アカウントビリティではなく意思決定に有用な情報を拡充する任意開示として行われてきたと考えられる。

2. 非財務情報の分類と信頼性

前節で述べたように、非財務情報は、意思決定に有用な情報を拡充するために企業が自主的に開示されてきた。しかし、情報の利用者の関心があったとしても、信頼性の低い情報は有用であるとは言い難く、また、多すぎる情報がかえって情報の質を損なう危険性もある。本節では、情報としての信頼性と質を確保するような非財務情報の要件を考察する。

非財務情報は文字通り財務情報以外の情報であるが、財務情報との関連性から大きく3つに分類できる。

① 企業活動を財務情報に集約する過程において不要とされた情報

例えば、企業の経営方針やガバナンス体制は、財務情報に大きな影響を及ぼす要素ではあるが、財務情報に直接掲載する性質のものではない。

② 財務情報として掲載するには信頼性が低いため不要とされた情報

例えば、製品開発による効果や将来の利益の見込額などは、不確実であるために財務情報に含めることは困難である。

③ 利益を中心とする財務情報とは別の基準によって評価されるべきであり、財務情報では正確に表現することが困難である情報

例えば、温室効果ガス排出量の削減や、社会貢献活動などは直接的に

非財務情報の信頼性と将来情報

利益に結びつかないため、費用などの形で把握することは可能であっても、その効果を財務情報として評価することができない。

上記①のような情報は、財務情報という集約された情報に含めるには間接的であるが、意思決定において重要であることから、既に有価証券報告書において、経営方針やリスクの認識などの形で記載されている。

上記②のような情報は、財務情報の作成段階において不適当とされたものである。新製品などによって期待される将来の利益は不確実性が高く、これを財務情報に含めることで情報としての信頼性を損なうおそれがある。このような予測を含む情報を開示するには、別の手段によって信頼性を確保するか、あるいは、信頼性が低い旨を明示した上で開示を行う必要がある。例えば、不確実な状況や企業判断の根拠を詳細に開示することで、情報の利用者に十分な判断材料を与え、不確実性を含む判断を利用者に委ねる方法が考えられる。

上記③のような情報は、財務情報とは異なる別の基準を明らかにし、適切な開示項目を選択することが重要である。例えば、サステナビリティを意識した企業活動を行っているか否かで評価を行うのであれば、温室効果ガス排出量の削減や原材料の変更などを判断材料として開示するよう定める方法が有効であり、信頼性や他企業との検証可能性も確保できる。

本節のはじめに述べたように、非財務情報を有用なものにするためには、より多くの情報を開示するのではなく、情報としての信頼性を確保し、適切な量の判断材料を開示する必要がある。上記①の例に挙げた企業の経営方針やガバナンス体制などは有価証券報告書に記載される情報であり、記述情報であるものの恣意的な開示情報ではない。さらに、有価証券報告書に記載される情報は、財務諸表監査の際に監査人が財務諸表との矛盾の有無を確認されるため、比較的高い信頼性を確保できる。

非財務情報のうちとくにサステナビリティに関する企業活動の情報については、中長期的な利益に結びつくものの、将来情報を含むために不確実であるという上記②の側面から論じられる場合がある。また、企業が社会的に果

たすべき活動であるため評価対象としなければならないという上記③の側面から論じられる場合もある。このような企業活動について情報を開示し信頼性を確保するためには、不確実性を含む判断を情報の利用者に委ねるためにより詳細な情報を開示する、あるいは、企業活動を判断するための指標を開示項目として定める、という方法が有効であるだろう。

次節では、非財務情報の信頼性を確保するために、開示基準が情報の作成段階において果たす役割を整理する。これに先立ち、非財務情報の開示後に信頼性を確保する手段について整理する。

非財務情報に限らず、財務情報を含めた情報は一般的に、作成者とは別の第三者から検証を受けることによって信頼性を補強する。財務情報の場合は監査がこれに該当する。

温室効果ガス排出量の削減や廃棄物の有効利用といった定量的な情報は検証可能であるため、監査に類似する第三者保証¹⁾を受けることで情報の信頼性を確保できる。これに対して、社会貢献活動や生物多様性への配慮といった定性的な情報や記述情報は曖昧で検証が難しい。そこで、企業は外部機関による評価や表彰の状況²⁾を開示し、企業情報ではなく活動自体が第三者から評価されていることを示す。しかし、このような情報は企業活動の一部に関するものであり、企業活動全体を網羅的に把握するものではない。企業の評価にプラスに働くような情報を積極的に開示し、マイナスに働くような情報については開示しないことも可能であるため、単なる企業アピールと捉えられるおそれもある³⁾。

非財務情報の信頼性を確保する要件は、第三者による検証や評価がなされていること、および、情報の網羅性があり開示項目が恣意的ではないことが必要である。次節では、非財務情報の開示について諸機関が公表してきた基準について、非財務情報の信頼性を確保するために果たす機能を考察する。

3. 非財務情報の報告基準と統合化

非財務情報は、かねてよりCSR情報など比較的自由的な形式で任意開示されてきた。このような開示方法は意思決定に有用な情報の充実という意味では有効であったが、企業にとって都合の良い情報のみを開示できること、情報の形態が様々で企業間の比較が困難であることなどにより、信頼性に欠けるとの指摘が度々なされてきた。

そこで、諸機関が非財務情報に関わる基準をそれぞれ開発し公表してきたが、基準の目的が様々であり、また、内容も、全体的な枠組みを規定するもの、気候変動など特定のテーマを扱うもの、情報開示を容易にするための細則を定めるものなど様々であった。この「ESGカオス」「アルファベット・スープ」⁴⁾と表現されるような混乱した状況において、企業の開示の負担が増え、また比較可能性が担保できないことから、非財務情報の開示基準を定めていた各機関が統合化と簡素化を進めた。

現在ではTCFD (Task Force on Climate-Related Financial Disclosure、以下TCFD) が2017年に公表したTCFD提言、および、ISSB (International Sustainability Standards Board国際サステナビリティ基準審議会) が2022年に公表したサステナビリティ基準案 (S1基準案) が非財務情報の枠組みを規定する主要な基準となっている。

以下、非財務情報に関わる主要な基準の目的と内容、及び、統合の過程を整理する。

〔統合過程〕

欧州では、2000年に英国のNGOであるCDP (Carbon Disclosure Project) が環境問題に関する企業活動の開示のしくみを開発し、現在も広く採用されている。

2007年のダボス世界経済フォーラム年次総会においてCDSB (Carbon Disclosure Standards Board 気候変動開示基準委員会) が発足した。CDSB

は上記CDPが事務局となり、気候関連情報の統合を目的として他の基準設定機関と連携して活動し、2022年にISSBに統合された⁵⁾。これによってCDSBの活動は停止したが、CDSBがとりまとめたフレームワーク等はISSBの開示基準公表まで適用される⁶⁾。

1997年に設立された非営利組織GRI (Global Reporting Initiative) は、サステナビリティに関する国際基準の全体的な枠組みを規定している。GRIスタンダードは2020年の時点で世界52か国にある5200社のうち95%が採用している⁷⁾。

2010年にGRIを母体として英国に設立されたIIRC (International Integrated Reporting Council 国際統合報告評議会) は、2013年に財務情報と非財務情報を含めた統合報告フレームワークを公表している。

米国では2011年にSASB (Sustainability Accounting Standards Board サステナビリティ会計基準審議会) が設立され、ESG要素を取り入れた全体的な開示基準であるSASBスタンダードを規定した。

2021年、IIRCとSASBは合併してVRF (Value Reporting Foundation 価値報告財団) を設立し、IIRCの統合報告フレームワークとSASBスタンダードを保有する機関となった。

2016年、金融安定理事会 (FSB) によってTCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures 気候関連財務情報開示タスクフォース) が設立された。TCFDは金融、事業会社やコンサル会社といった民間主導の組織であり、気候関連の任意開示のフレームワークを提示するTCFD提言を2017年に公表した⁸⁾。

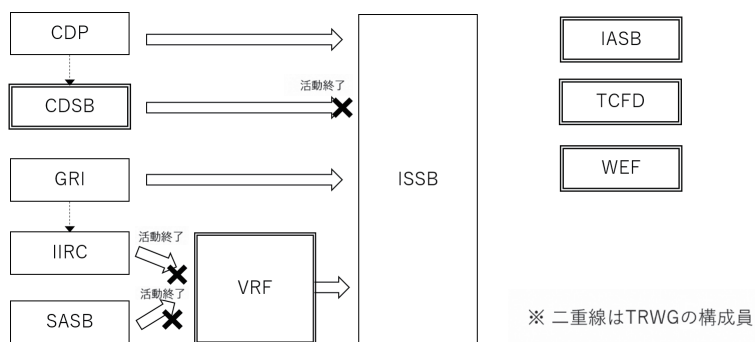
2021年、IFRS内にISSB (International Sustainability Standards Board 国際サステナビリティ基準審議会) が設立された。ISSBは主要なサステナビリティに報告基準設定団体であるCDP、CDSB、GRI、IIRCとSASB (VRFに統合) の5団体を統合したものである (ただし、統合によって消滅したのはCDSBと、VRFに統合されたIIRCとSASBである)。IFRSは、ISSBの予備作業としてワーキンググループ TRWG (Technical Readiness Working

非財務情報の信頼性と将来情報

Groupを構成し、CDSB、IASB、VRFに加え、WEF（World Economic Forum 世界経済フォーラム）とTCFDを構成員とした。このワーキンググループによる検討の結果、ISSBは2022年に公開草案として「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下S1基準案）および「気候関連開示」（S2基準案）を公表した⁹⁾。S1基準案はTCFD提言を基礎とした全般的な枠組を提示しており、サステナビリティに関する財務情報の開示基準の枠組みについては統合が完了したといえるだろう。

図は、基準設定機関の統合の流れを示したものである。点線の矢印は設立に影響を与えたもの、×印は機関の統合により活動を終了したものである。また、開示基準の現在の枠組みと考えられるS1基準案に関わったTRWGの構成員は枠を二重線で示している。

〔図：基準設定機関の統合過程〕



次に、主な開示基準について、非財務情報の信頼性を確保するために果たす役割を考える。

〔CDP〕

CDPは2000年に英国で設立されたNGOであり、気候変動などの環境に及ぼす影響を投資家や企業、国家や地域などが意識し管理するための情報開

示システムを運営している。CDPは、開示基準としてではなく、企業等に質問書を送付・回収することで気候変動や森、水セキュリティに関する取組の状況を収集し評価を行う。

質問書における各質問項目は、後述のTCFD提言やISSBの開示基準に整合させており、また、各質問項目の意図や内容、スコアリング基準なども公表しているため、各企業は回答することによってこれらの基準にしたがった情報開示を行うことができる。また、投資家など情報利用者は統一化された情報を入手することができる。CDPの開示システムは、これまで世界経済における環境情報開示のグローバルスタンダードとして非財務情報の開示を促進してきただけでなく、非財務情報の統一化にも寄与している¹⁰⁾。2022年には世界の株式市場の時価総額の半分を占める18,700以上の企業、および、1,100以上の都市、州、地域がCDPを通じた情報開示に参加している¹¹⁾。

このように、CDPは質問という形式で非財務情報の企業間比較を可能にするだけでなく、企業にとっても情報開示を容易にする手段を提供し、非財務情報の開示に対する意識づけを行っている。

〔GRIガイドライン、GRIスタンダード〕

GRIは1997年にUNEP（国連環境計画）の公認団体として設立されたオランダの非営利団体であり、当初はGRIガイドラインとして、2016年からはGRIスタンダードとして非財務情報の開示のフレームワークを公表している。

2021年に改訂されたGRIスタンダードは、持続可能な発展に対する組織（報告主体である企業）の貢献について透明性を確保し、説明責任能力を向上させることを目的としている。

GRIスタンダードに基づき開示されるのは、経済・環境、人権を含むインパクトと、それに対するマネジメントである。組織は自己にとってマテリアル（重要）な項目を選択し、セクター別スタンダードにしたがって情報を開示する。全ての開示事項には、組織が報告しなければならない情報が一覧にされ、開示できないまたは省略する場合にはその理由と説明を示す必要があ

り¹²⁾、情報としての網羅性や完全性を確保している。

マテリアリティ（重要性）に基づき開示項目を選択する方法について、GRIが最初に言及したのは2006年に改訂されたガイドライン（当時）第3版である。開示項目の重要性を判断する際に「ステークホルダーからの関心の大きさ」と、「経済的、環境的、社会的影響の『著しさ』」の2つを軸として判断するのであるが、組織が外部から受ける影響だけでなく、組織が外部に及ぼす影響も含めて重要性を判断するという点が特徴的である¹³⁾。

このように、GRIガイドラインおよびスタンダードは、非財務情報の開示において網羅性を重視しつつ、マテリアリティに基づき開示項目の選択することで、適切な量の情報を開示し、信頼性を確保する。GRIスタンダードは企業の開示項目の細則として現在も広く採用されている。

〔国際統合報告フレームワーク、<IR>フレームワーク〕

IIRC（国際統合報告評議会）は、2010年にGRIなどを母体に設立された組織であり、財務情報と非財務情報を統合的に報告するための国際統合報告フレームワークを2013年に公表し、2021年の改訂では<IR>フレームワークとしている¹⁴⁾。この基準の特徴は、意思決定有用性ではなくアカウンタビリティの考え方から非財務情報を扱っている点である。

統合報告書の主目的は、財務資本の提供者に対して長期的な価値創造、保全または毀損について説明することであるが、報告書はそれ以外のすべてのステークホルダー（従業員や顧客、地域社会など）に対しても有益であるとする。

統合報告書における「資本」は価値の蓄積であり、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本から構成される広範なものである。<IR>フレームワークでは統合報告書の基礎概念を説明し、価値は他者との関係性を通じて創造されるため、主要なステークホルダーとの関係性が重要であることを指摘している¹⁵⁾。

統合報告書は、長期的な価値創造を行う様子を説明するために、財務情報

と非財務情報を、また、定性的情報と定量的情報を組み合わせることを重視する。その上で、情報の信頼性を担保するためのメカニズムの説明や、情報を省略する場合の理由について開示を求めるなど、情報の利用者に対してより詳細な情報開示を行うことで信頼性を確保する。

〔SASBスタンダード〕

SASB（サステナビリティ会計基準審議会）は2011年に設立された米国の非営利団体である。SASBは、中長期的視点の投資家の意思決定に貢献することを目的として、将来的な財務インパクトが高いと想定されるサステナビリティ課題を業種ごとに特定し、2018年に11セクター77業種について情報開示の項目などを定める「SASBスタンダード」を提示している¹⁶⁾。

SASB業種別スタンダードは、環境、社会資本、人的資本、ビジネスモデルとそれぞれイノベーション、リーダーシップとガバナンス、の5つの局面に分け、それ関連する26の課題カテゴリーを設定し、企業はサステナビリティを分析する指標としてこれを使用する¹⁷⁾。

SASBスタンダードは最も詳細な細則としてTCFD提言やS1基準案に取り入れられ、業種別の開示を規定している。

〔ISSB S1基準案〕

包括的で一貫した企業報告の枠組みを構築するため、CDP、CDSB、GRI、IIRC、およびSASBの5団体の統合によってISSBが2022年に設立された。同年に公表された公開草案「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（S1基準案）は、サステナビリティに関する財務情報の開示基準を統合した成果であり、後述のTCFD提言を基礎とした全般的な枠組を提示している。サステナビリティ関連財務情報の主要な利用者として想定しているのは投資家と債権者であり、これらの利用者が企業に資源を提供するか否かを意思決定するために、財務情報より広範な情報の開示を企業に求める。

非財務情報の信頼性と将来情報

S1 基準案は、他の開示基準が要求していないコア・コンテンツ（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の5つ）の開示を企業に求め、サステナビリティに関する情報が有用であるための全般的な特徴（報告企業、つながりのある情報、適正な表示、重要性、報告の頻度、情報の記載場所など）を示す。とくに見積りや結果の不確実性については、測定の不確実性が高くても、正確に記述及び説明されているような見積については情報の有用性が損なわれたいとする。ただし、見積の不確実性が重大な場合には、その不確実性の源泉や性質、不確実性に影響を与える要因を開示するよう求めており¹⁸⁾、より詳細な情報開示によって信頼性の確保を意図している。

〔TCFD 提言〕

TCFDは、2015年に金融安定理事会（FSB）によって設立された民間主導のタスクフォースである。2017年に公表された気候変動要因に関する適切な投資判断を促すための効率的な情報開示を促す最終提言は多くの企業に採用されており、ISSBのS1基準案の基礎となっている。

TCFD 提言は、気候変動を差し迫ったリスクであると捉え、投資家および組織に対して長期戦略と最も効率的な資本配分を考えるよう促す一方で、気候変動の緩和や適応に関する取り組みを機会、好機とも位置づけているのが特徴的である。このような気候関連のリスク及び機会が組織にもたらす財務的影響は、これを認識する企業の管理と行動に左右される。そのため、将来も含めた分析を行うとともに、組織の戦略的計画やリスク管理慣行にシナリオ分析を含めることが重要であるとする。

TCFDは「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」という組織運営の中核的要素から気候変動関連財務情報の開示を行うよう推奨している¹⁹⁾。「ガバナンス」は気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンス、「戦略」は気候関連のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在および潜在的な影響である。また、「リスク管理」は当該組織が気候関連リスクについて、どのように識別、評価、及び管理しているかについ

での開示、「指標と目標」は気候関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標についての開示である²⁰⁾。

このように、TCFD提言は気候変動関連の問題をリスクおよび機会とし、その財務的影響は企業の問題認識と対応に依拠することを明示している。将来に関わる不確実な状況を判断するにあたり、ガバナンスや戦略、リスク管理などの情報を詳細に開示し、情報の利用者に対してより多くの判断材料を提供していると考えられる。なお、信頼性を確保する手段の一つとして、TCFD提言は、気候関連財務情報の開示を一般的な年次財務報告の中で行い、開示プロセスを既存の財務報告と同様のものにすることを提案している²¹⁾。

非財務情報の課題は、財務情報に比べて信頼性を確保できないこと、および、企業間の比較が難しいことであった。情報開示後における信頼性の確保については監査に準ずる問題であり2節で触れた通りである。情報の作成段階については、開示項目や開示方法を定め、開示された情報が網羅的であることを情報の利用者に表示することで信頼性を確保できる。

また、本節で扱った諸基準は、企業に対して開示を容易にするだけでなく、開示項目の範囲を拡大することで企業や投資家のサステナビリティに関する意識改革を促してきた。現在のサステナビリティ開示基準の中心であるTCFD提言は、リスクや機会の見極めについて、そのプロセスも含めてより詳細な情報開示を行うよう求めている。これは、非財務情報の開示基準として信頼性を確保するにあたり、より多くの情報を利用者に開示し、信頼性の見極めを利用者に委ねているのではないだろうか。

4. 非財務情報における将来情報

諸機関による開示基準は、企業に対してサステナビリティを意識した活動を行うよう促す効果もある。企業の意識を変化させるための文言としてよく用いられるのが「中長期的利益」である。サステナビリティに関する企業活

非財務情報の信頼性と将来情報

動は、短期的な利益には結びつかなくても、中長期的には投資家や消費者の理解を得ることで長期的な利益に結びつく。また、環境課題に早く対応することにより、将来の大きなコストを回避したり、ビジネスチャンスが拡大したりする機会である、というものである²²⁾。

「中長期的利益」を根拠として非財務情報の開示を企業に求めるのであれば、非財務情報は、将来の利益に関する情報の拡充として位置づけられる。とくに、温室効果ガス排出量の削減といった定量的情報であれば、財務情報の利用者也理解しやすく、また、第三者による監査を受けることも可能であり、信頼性の確保が比較的容易である。しかし、定量的に開示される情報はサステナビリティに関する企業活動のごく一部を表現したものであり、将来の「中長期的な利益」に結びつくか否かは不確実である。

非財務情報の信頼性を損ねる要因のうち最も大きなものは、情報の性質から生じる表現の難しさである。貨幣数値による表現が困難な情報を、記述情報によって開示するのは容易であるが、信頼性を確保するのは難しい。そこで、温室効果額の排出量のように定量的に公表できそうなものを開示項目とし、その他については記述情報で補足する形が最善であろう。

非財務情報の信頼性を損ねる他の要因として、将来に関わる不確かなものを表現する限界が挙げられる。財務情報は取得原価を用いた過去の情報を中心に開示しており、将来予測に関するものは引当金や減損処理などの将来における支出等の一部だけであった。利益については、企業の意図がどのようなものであったとしても、実現したもののみを開示し、将来における利益や将来キャッシュ・インフローは考慮されない。しかし、ESG投資が行われる以前から、投資家や利害関係者は、実現した利益だけでなく将来における利益や将来キャッシュ・インフローに関する情報を必要としてきた。投資家や利害関係者にとって、財務情報は必要な情報の一部にすぎず、経営方針や社会的貢献などと併せて用いるものである。

非財務情報の開示基準は、財務情報では開示できない情報もまた重要であり、投資家や利害関係者に必要とされていることを明らかにし、これに対応

するものである。しかし、将来における利益や将来キャッシュ・インフローといった情報は不確実な要素が多く、記述情報や代替的指標が信頼性を確保しつつ有用な情報を提供するには限界があるのではないだろうか。

おわりに

非財務情報の開示において信頼性が問題となる要因は、任意開示であったこと、定性的な記述情報が含まれること、将来の利益やキャッシュ・インフローなど予測に基づく情報が含まれることであった。また、このような情報の検証は財務諸表の監査とは異なり困難であることから、企業は代替的な手段によって信頼性を確保してきた。

非財務情報の作成段階においては、開示項目を基準によって定めることで網羅的な情報を明示し、指標を用いた定量的な情報と定性的な情報とを組み合わせたり、業種ごとの基準を定めたりすることで信頼性を確保しようとしてきた。さらに、企業に定められた項目の開示を課すことで、サステナビリティに関連する行動を促す効果もあったといえる。

しかし、財務情報には含まれない情報として非財務情報を考えるならば、将来情報に関わる予測を含む情報や、評価の基準そのものが不明瞭な情報について、これらの基準が十分な役割を果たしているとは言えないのではないだろうか。とくに、マテリアリティに基づき情報の選択を行い、その過程も含めて開示するというプロセスは、信頼性を確保した情報を開示する手続きとは言えず、情報の利用者により多くの情報を判断材料として提供することで、信頼できるか否かの判断も情報の利用者委ねているのではないかとの懸念が残る。

- 1) 第三者保証を行う主体はさまざまである。監査法人と同じ運営主体がサステナビリティレポート保証業務を提供している場合が多い。例えば、日立や花王などの第三者保証を行っているKPMGあずさサステナビリティ株式会社など。
日立サステナビリティレポート 2022
https://www.hitachi.co.jp/sustainability/download/pdf/ja_sustainability2022.pdf
p.192 (2023年3月10日アクセス)
花王サステナビリティレポート 2022
<https://www.kao.com/content/dam/sites/kao/www-kao-com/jp/ja/corporate/sustainability/pdf/sus> <https://www.kao.com/content/dam/sites/kao/www-kao-com/jp/ja/corporate/sustainability/pdf/sustainability2022-all.pdf> p.382
(2023年3月10日アクセス)
- 2) 日立、同上 「社外からの評価」p.27など。ESG指数(インデックス)への組み入れ、環境分野に関する最高評価ランク選定、人材育成に関する認定マーク獲得など (2023年3月10日アクセス)
- 3) 「サステナ報告『質に課題』、KPMG、日本企業、アピール先行」日本経済新聞、2023年1月24日朝刊16ページ。
- 4) 北川哲雄「ESGカオスを超えて：新たな資本市場構築への道標」中央経済社、2022年
- 5) <https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/esg-rating/01.html>
(2023年3月10日アクセス)
- 6) https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/press_release_ssbj/y2022/2022-0131.html (2023年3月13日アクセス)
- 7) <https://ideasforgood.jp/glossary/global-reporting-initiative/> (2023年3月13日アクセス)
- 8) <https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/practical-disclosure-seminar/nlsgeu0000053tcn-att/501.pdf> (2023年3月13日アクセス)
- 9) https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/disclosure-framework/nlsgeu000006ghtc-att/ifrs_issb_jp.pdf (2023年3月13日アクセス)
- 10) CDP 「有価証券報告書におけるサステナビリティ開示の法定化を受けて」2022年12月16日
https://cdn.cdp.net/cdp-production/comfy/cms/files/files/000/006/998/original/JPNPR_Sustainability_Reporting_FSA.pdf (2023年2月10日アクセス)
- 11) CDP 「環境情報開示義務化の流れを受け、過去最高の約2万組織がCDPを通じて環境関連データを開示」2022年10月19日
https://cdn.cdp.net/cdp-production/comfy/cms/files/files/000/006/579/original/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E7%89%88PR_CDP_disclosure_announcement_final.pdf (2023年2月10日アクセス)

- 12) GRIスタンダード第2版(日本語版)共通スタンダード1
<https://www.globalreporting.org/how-to-use-the-gri-standards/gri-standards-japanese-translations/> (2023年2月10日アクセス)
- 13) 北川、前掲書、pp.15-16 なお、その後の改訂を経た今現在は、組織が外部から受ける影響のみを考慮するほうが主流となっている。
- 14) <https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/disclosure-framework/04.html> (2023年2月10日アクセス)
- 15) 国際統合報告<IR>フレームワーク2021年1月
https://www.integratedreporting.org/wp-content/uploads/2021/09/IR-Framework-2021_Japanese-translation.pdf (2023年2月10日アクセス)
- 16) <https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/disclosure-framework/03.html> (2023年2月10日アクセス)
- 17) JPX「ESG情報開示枠組みの紹介」
<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/disclosure-framework/03.html> (2023年2月10日アクセス)
- 18) https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/ed_2022_s1_jpn.pdf (2023年2月10日アクセス)
- 19) TCFD提言図4 (p.20)
- 20) https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/TCFD_Final_Report_Japanese.pdf (2023年2月10日アクセス)
- 21) TCFD最終報告書「気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言」
https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/TCFD_Final_Report_Japanese.pdf (2023年2月10日アクセス)
- 22) 阪智香「サステナビリティ開示」『会計』第203巻第1号、2023年、p.94

〔その他の参考文献〕

- 根本直子「ESG投資を巡る課題」財務省 財務総合政策研究所
<https://www.mof.go.jp/pri/research/seminar/fy2021/lm20210622.pdf> (2023年2月15日アクセス)
- ISSBセミナー「サステナビリティ情報開示の未来像を考える」
https://secure.cpe.jicpa.or.jp/dedicated_site/jicpa-issb_202210/ (2023年2月15日アクセス)
- 古庄修『統合財務報告制度の形成』中央経済社、2012年
- 広木隆「株式市場における資本コスト経営の評価軸」『企業会計S』第73巻第7号、2021年